

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第451号)

平成18年4月13日

横 情 審 答 申 第 451 号

平 成 18 年 4 月 13 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成17年9月15日福保運第1554号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「訪問日誌（丸山台保育園、鶴ヶ峰保育園、岸根保育園、柿の木台保育
園）129件」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「訪問日誌（丸山台保育園、鶴ヶ峰保育園、岸根保育園、柿の木台保育園）129件」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「訪問日誌（丸山台保育園、鶴ヶ峰保育園、岸根保育園、柿の木台保育園）129件」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成17年6月20日付で行った一部開示決定のうち、訪問者及び記録の欄（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書のうち、本件申立部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため、非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書のうち、個人の氏名については、個人に関する情報であり、個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。

本件申立部分である訪問者及び記録の欄に記録されている個人の氏名は、嘱託職員の氏名である。嘱託職員の氏名は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しないので、本号ただし書アには該当せず、「職務遂行の内容に係る部分」でもないことから、本号ただし書ウにも該当しないので、非開示とした。

- (2) 開示請求に対する一部開示決定については、情報公開制度に沿って判断すべきであり、本件申立文書の場合、本号に該当するため、一部開示決定としたものであるが、裁判の証拠文書については、その性質上、報告者を明らかにするのが望ましいと判断し、個人情報に該当する本人に了解を得て全部開示で提出したものである。

4 異議申立人の一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している一部開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分のうち、訪問者・記録に関する部分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 開示された文書では、「個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため」との理由により、「個人の氏名」が非開示となっている。しかし、このうち、本件申立部分については、横浜地方裁判所で行われている裁判の証拠文書として、横浜市が原告である横浜市民に開示した文書で開示されている。したがって、これらの個人の氏名に関しては非開示とする理由はない。また、これらの訪問者、記録者は横浜市の嘱託として市の職務を受けて訪問・記録した者であり、市民に対してはその職務遂行者の氏名は当然開示されるべきものである。
- (3) 本件申立部分の情報は、横浜市福祉局児童福祉部保育運営課（当時。平成18年4月1日以降は、こども青少年局子育て支援部保育運営課）所属の嘱託職員であり、さらに、元市立保育園園長経験者という特別の立場にある嘱託職員が、園の保育内容や様子を観察し、また相談に応じて専門的立場から援助するという横浜市の職務を、特別の経験に基づいて職責をもって行ったものである。訪問して観察・援助し、記録を書き記した職務遂行者の氏名は、職務の遂行に係る情報である。したがって、条例第7条第2項第2号ただし書ウに該当する。また、上記のように、元市立保育園園長（公務員）経験者という特別の立場にある嘱託職員が行った横浜市の職務であり、公務員に準じて、条例第7条第2項第2号ただし書アの公にすることが予定されている情報に該当する。
- (4) 裁判の証拠文書は、広く国民に公開されるものである。横浜市は、本件申立部分の情報について、広く国民に開示されるのが妥当であると判断しているということである。また、本人も公開されることを了承している。つまり、本件申立部分の情報を非開示とする理由がないことを示している。
- (5) 横浜市は、市民からの情報開示請求と裁判の証拠諸文書とで、個人情報取扱いの仕方を変えている。非開示にすべき個人情報について、本人の了承を得れば開示することができるという定めはなく、何らかの手段によって非開示にすべき情報が開示できるようになるものではない。横浜市が裁判の証拠書類として本件申立部分を開示としていることから、本件申立部分は、本来開示されるべき情報であり、請求者に対する非開示の決定は、横浜市が誤った決定をしたものであり、請求者に対して開示されるべきものである。

5 審査会の判断

(1) 市立保育所の民間移管について

横浜市では、地域で求められている延長保育や一時保育等の保育ニーズに対応することを目的として平成16年度から市立保育所の民営化を進めている。平成16年4月には、丸山台保育園、鶴ヶ峰保育園、岸根保育園及び柿の木台保育園が社会福祉法人に移管されている。民間移管後の保育所には、保育環境の変化への対策の一環として、横浜市福祉局（当時。平成18年4月1日以降は、こども青少年局）に勤務する嘱託職員が、日ごろの保育所運営に沿った相談・指導体制を整え、保育の質を担保するという目的で移管時からしばらくの間巡回訪問を行っている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、嘱託職員が平成16年度に民間移管された各保育所を訪問した際に記録した平成16年4月から平成17年3月までの訪問日誌であり、保育所名、訪問年月日、訪問時間、訪問者、記録者、保育所の様子、指導内容等が記録されている。このうち、訪問者及び記録の欄に記録された嘱託職員の氏名が本件申立部分である。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

また、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分については、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため非開示としたとしている。これに対し、申立人は、本件申立部分は本号ただし書ア及びウに該当するため開示すべきであると主張している。

ウ 本件申立部分に記録されている嘱託職員は、横浜市福祉局非常勤特別職職員就業要綱（昭和62年3月26日民厚第586号）に基づく保育所サービス指導嘱託員である。保育所サービス指導嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第3条第3項第3号に定める非常勤特別職職員として、民間移管された保育所を訪問し、保育サービスの質の向上に向けた指導助言業務を行っている。このような業務の過程において本件申立文書が作成され、本件申立部分である嘱託職員の氏名が記録されたものである。

エ 本件申立部分は、嘱託職員の氏名であり、個人に関する情報であって、当該情報それ自体から特定の個人を識別できるものであることから、本号本文に該当することは明らかであり、本号ただし書に該当する場合に開示することとなるものである。

本号ただし書ウの規定は、公務員等の情報については、当該公務員等の職務遂行に係る情報である場合に公務員等の氏名を除いてその職名と職務遂行の内容について開示しようとするものである。公務員等の氏名は、職務遂行に係る情報として記録されることが多いものであるが、公務員等の私生活における個人識別のための基本情報としての性格も有しており、開示した場合に公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置づけた上で、本号ただし書アに該当する場合には例外的に開示することとされている。本号ただし書アに規定する「慣行として公にされ」ているかどうかの判断は、横浜市では従来から職員録等に職名及び氏名が登載されていることを基準として行うこととされている。これらの点をふまえ、本件申立部分について検討する。

オ 本件申立部分は、嘱託職員の氏名であり、公務員等の職名又は職務遂行の内容に係る部分には当たらないことから、本号ただし書ウに該当しない。

横浜市において毎年発行している職員録には、保育所サービス指導嘱託員のような非常勤の嘱託職員の職名及び氏名は登載されておらず、平成16年5月1日現在に在職する職員が登載されている平成16年版の職員録を確認したところ、本件申立部分である嘱託職員の氏名は登載されていないことが認められた。また、横浜市ホームページに掲載されている「市立保育所の民間移管検証結果報告書（平成16年度～18年度移管）（平成17年11月）」には、移管保育所の巡回を行っている嘱託職員は市立保育所の園長経験者であることが明記されているが、その氏名までは記載されておらず、市立保育所の園長経験者であることをもって、実施機関が嘱託職員の氏名を公にしているとは認められない。さらに、本件申立文書の一部が実施機関により裁判の証拠書類として横浜地方裁判所に提出されており、

本件申立部分の一部の情報は訴訟関係者に明らかとなっているが、このことをもって、広く一般に公にされたということはできず、一般に公にすべきとの法令等の規定又は慣行が存在していると解することもできない。したがって、本件申立部分である嘱託職員の氏名は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえず、本号ただし書アに該当しない。

確かに、市立保育所の民間移管が円滑に行われるように、市立保育所の園長経験者が移管後の保育所の保育を専門的な立場で支えるとともに、保護者からの相談に応じるという業務を特別の経験に基づいて行っていたものであることから、当該職員の氏名を開示すべきとの申立人の主張も理解できるものである。しかし、情報公開制度は条例に基づき運用されているものであり、前述のとおり、職務遂行に係る公務員等の氏名は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合を除き非開示情報に該当すると条例で規定されており、特別の経験に応じて公務員等の氏名の開示、非開示を判断することとはされていない。

したがって、本件申立部分は、本号ただし書の規定に該当せず、本号本文に規定する条例上保護すべき個人情報に該当する。

なお、職務遂行に係る公務員等の氏名について、国では、職員録に氏名が登載されている者であるか否かを基準とすると、同様な事務に従事している職員であっても氏名が開示される場合とされない場合とがあるなどの不合理な状況が生ずる場合があることから、平成17年8月3日付で情報公開に関する連絡会議において、職務遂行に係る情報に含まれる各行政機関に所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の氏名については、公にすることにより不開示情報を公にすることとなるような場合又は個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、公にするものとするという各行政機関の申合せがなされている。横浜市においても、職務遂行に係る公務員の氏名の開示、非開示を判断する際に、職員録への登載の有無を基準とすることについては一考する余地がある。したがって、当審査会としては、情報公開制度における職務遂行に係る公務員等の氏名の取扱いについては、国及び他の地方公共団体の運用状況等を踏まえ、一般的に、職務遂行に係る公務員等の氏名がすべて公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するような慣行が生じているかどうかを今後検討していくべきであると考えている。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立部分を条例第7条第2項第2号に該当すると
して非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年9月8日	・第一部会で審議する旨決定
平成17年9月15日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成17年10月21日 (第12回第三部会)	・諮問の報告
平成17年10月26日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年10月27日 (第71回第一部会) 平成17年10月28日 (第73回第二部会)	・諮問の報告
平成17年12月8日 (第74回第一部会)	・審議
平成17年12月22日 (第75回第一部会)	・審議
平成18年1月12日 (第76回第一部会)	・審議
平成18年1月26日 (第77回第一部会)	・審議
平成18年2月9日 (第78回第一部会)	・審議
平成18年2月23日 (第79回第一部会)	・審議
平成18年3月9日 (第80回第一部会)	・審議